非常変災時の措置について

１．豊中市に「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」「洪水警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」のいずれかが発令中の場合

①	午前7時現在、発令中	➜	自宅待機
②	午前7時～午前10時の間に、発令中	➜	自宅待機、解除しだい登校
③	午前10時現在、発令中	➜	臨時休校

＊大雨警報には3種類あり、そのうち非常変災時の措置の対象になるのは「大雨警報（浸水害）」または「大雨警報（土砂災害、浸水害）」となります。

＊「大雨警報（土砂災害）」は非常変災時の措置の対象外となります。よって、「大雨警報（土砂災害）」だけが発令されても、自宅待機や臨時休校にはならず、通常通りの授業を行います。

＊テレビのニュースやテロップでは上記の種別が明示されないことが多いですが、気象庁のホームページ、豊中市ホームページ（「おおさか防災ネット」にリンク）、NHKデータ放送（NHK総合テレビのチャンネルに合わせ、リモコンの「d」ボタンを押す）でも確認いただけます。

＊警報が解除されて登校する場合は、当日の授業の用意をして登校させてください。

２．地震発生の場合

①	生徒の登校以前に、豊中市に震度5以上の地震が発生	➜	臨時休校
②	震度5未満であっても、一定の被害が発生	➜	保護者の判断で、自宅待機

※生徒の登校後に「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」「洪水警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」のいずれかが発令された場合または地震が発生した場合は、気象情報や通学路の安全確認をした上、生徒の避難・保護に努め、下校対応や学校待機など適切な措置をとります。